

「外環の2」都市計画 無効の訴えを却下

東京地裁、原告は控訴

都が東京外郭環状道路（外環道）の地上部に計画している道路「外環の2」に関して武蔵野市にある予定地内の住民が都に対し、都市計画決定の無効確認などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は「本件都市計画

決定は訴訟の対象となる行政処分には当たらない」などとして、住民側の訴えを却下した。判決は十七日付。住民側は控訴した。

判決を受けて、原告の武蔵野市の上田圭子さん（68）が都庁で記者会見し、「地域を分断する道路は必要ない。子や孫が住めるように努力したい」と語った。

外環の2は高架式高速道

路として計画された外環道の側道として一九六六年に外環道とともに都市計画決定された。二〇〇七年に外環道が地下方式に変更された後も、外環の2計画は残ったままになっている。

外環道を地下化したのは地上部への影響を小さくするためなのに、地上部の外環の2計画を残すのは目的に反するなどとして、上田さんの夫で弁護士の高吉さんが〇八年に提訴。〇九年に亡くなった後は、上田さんが引き継いでいた。

2015. 11. 20 東京新聞